

大学教育高度化推進特別経費

1 高等教育研究改革推進経費

〔対 象〕

次のいずれかに該当する特色ある教育研究を実施している大学等とする。ただし、他の補助項目に該当するもの及び課題実施の主体が専攻科（大学評価・学位授与機構が認定した専攻科は除く。）、別科のものは対象としない。

イ 教育分野の多様化、学際化に対応する教育研究

カリキュラムの改革・開発に関するもの

カリキュラム編成の改善、学部横断的なカリキュラム編成の実施、複数の専攻を可能とするカリキュラムの改革、総合講座など学際的な科目区分の設定、専門教育における学際的な取組み、体系化された学問を幅広く経験することが可能なカリキュラムの策定、生涯学習ニーズへの対応など

教育方法の改革・開発に関するもの

対話・討論型授業の実施、プレゼンテーションの重視、新しい教授法の開発など教材の開発等に関するもの

ロ マルチメディアの活用により教育効果の向上を図る教育研究

衛星通信やマルチメディア関連機器、ＡＶ機器等を活用した教育方法の改善及び教材の開発に関するもの

教育機器の効率的利用の促進に関するもの

その他、情報処理教育の改善等に関するもの

ハ 国際的視野の涵養のための教育研究

外国語教育の改善に関するもの

海外留学制度に関するもの

海外教育研究機関との相互交流に関するもの

国際セミナー等の開催に関するもの

外国人向けの日本語教育の充実に関するもの

その他、国際社会に対応する上で必要な資質を育成するための教育に関するもの

ニ 学生の実体験を重視した教育研究

学生の地域社会への参加活動

各種体験学習

野外調査活動、フィールドワーク

社会奉仕活動、ボランティア活動

合宿教育

その他、学生の実体験に重点を置いた教育研究活動に関するもの

ホ 豊かな人間性を育成するための教育、建学の理念及び教育目標を達成する教育、秋季入学の実施など入学者選抜方法の改善に関する取組み、独創的で顕著な成果をあげている特色ある教育研究

新入生に対する導入教育(オリエンテーション、ガイダンス等)の実施に関するもの
全寮制教育など日常生活面との一体型の教育の実施に関するもの

秋季入学の実施など、入学者選抜方法の改善に関するもの

伝統文化を通じた情操教育、人権教育、道德教育、学生の意識を高めるための人間教育に関するもの

地域社会と密着した生涯学習ニーズへの対応を図るなど、地域に開かれた質の高い教育研究の実施に関するもの

我が国の高等教育の改革・発展を先導する有意義な教育研究上の取組みに関するもの
その他、建学の精神を達成するための特色ある教育研究に関するもの

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

なお、前年度に採択された事業（課題）が引き続き申請された場合には、優先して採択する。

ただし、同一事業（課題）での優先採択は３か年以内とする。

〔算定方法〕

特色ある教育研究の実施に係る所要経費が大学 1,000千円以上、短期大学等 600千円以上のものを対象として、表２２のとおり補助する。

表 2 2

所 要 経 費	補 助 金 額	所 要 経 費	補 助 金 額
千円	千円	千円	千円
600 以上 1,000 未満	300	32,000 以上 34,000 未満	16,000
1,000 " 2,000 "	500	34,000 " 36,000 "	17,000
2,000 " 3,000 "	1,000	36,000 " 38,000 "	18,000
3,000 " 4,000 "	1,500	38,000 " 40,000 "	19,000
4,000 " 5,000 "	2,000	40,000 " 42,000 "	20,000
5,000 " 6,000 "	2,500	42,000 " 44,000 "	21,000
6,000 " 7,000 "	3,000	44,000 " 46,000 "	22,000
7,000 " 8,000 "	3,500	46,000 " 48,000 "	23,000
8,000 " 9,000 "	4,000	48,000 " 50,000 "	24,000
9,000 " 10,000 "	4,500	50,000 " 55,000 "	25,000
10,000 " 12,000 "	5,000	55,000 " 60,000 "	27,500
12,000 " 14,000 "	6,000	60,000 " 65,000 "	30,000
14,000 " 16,000 "	7,000	65,000 " 70,000 "	32,500
16,000 " 18,000 "	8,000	70,000 " 75,000 "	35,000
18,000 " 20,000 "	9,000	75,000 " 80,000 "	37,500
20,000 " 22,000 "	10,000	80,000 " 85,000 "	40,000
22,000 " 24,000 "	11,000	85,000 " 90,000 "	42,500
24,000 " 26,000 "	12,000	90,000 " 95,000 "	45,000
26,000 " 28,000 "	13,000	95,000 " 100,000 "	47,500
28,000 " 30,000 "	14,000	100,000 以上	50,000
30,000 " 32,000 "	15,000		

2 教育・学習方法等改善支援経費

ア 教育・学習方法等の改善

〔対 象〕

教育・学習方法等の改善のための取組みを全学的・組織的に行っている大学等

対象事業

文部科学省の「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助」（情報通信装置）

（旧称：「私立大学等教育・学習方法高度情報化推進事業」）に採択された事業

マルチメディア関連機器等の効果的な活用（教材・資料の電子化、スチューデント・アシスタントの活用、マルチメディア教室の運営など）

シラバスの活用

カリキュラムの改革、開発

ファカルティ・ディベロップメントの実施（教育指導能力向上のための情報技術研修を含む。）

教室外の学習環境の整備（マルチメディアを使用した学外（自宅）・学内学習、リザーブド・ブックシェルフ（課題図書の数整備）や開館時間の延長など図書館機能の整備充実等）

教員の教育活動に対する評価（学生による評価を含む。）

優れた教育活動を行っている教員の顕彰

その他教授法の改善、教材の開発・研究に関すること

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

なお、前年度に採択された事業（課題）が引き続き申請された場合には、優先して採択する。

ただし、同一事業（課題）での優先採択は3か年以内とする。

〔算定方法〕

教育・学習方法等の改善のための取組みに係る所要経費が大学は1,000千円以上、短期大学等は600千円以上のものを対象として、その1 / 2 以内の額を50,000千円を限度に補助する。

イ 多面的評価

〔対 象〕

自らの教育研究水準の一層の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検・評価、外部評価・検証を行い、その結果を公表している大学等

〔算定方法〕

自己点検・評価、外部評価・検証に係る所要経費が300千円以上のものを対象として、その1 / 2 以内の額（ただし、15,000千円を上限とする）に、別表3により算出した点数の合計点（22点満点）に応じ、表23、表24により得られる調整率に乗じて算定された額を補助する。

表 2 3

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21～21	105
20～12	100
11～ 9	95
8点以下	90

表 2 4

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22～20点	110 %
19～18	105
17～ 9	100
8～ 6	95
5点以下	90

ウ 教員の流動化促進

〔対 象〕

a 教員の異動に伴う教育研究環境整備

民間企業（私立学校を除く。）、官公庁（国及び地方公共団体が設置者となっている施設等の機関を含む。ただし、国公立学校（海外の国公立学校を含む。）を除く。）及び民法法人（研究目的の法人に限る。）から（これらには海外の機関を含む。）教授・助教授（講師・助手を除く。）として研究業績の高い優秀な者を採用している大学等

b 任期付教員による研究の支援

任期付教員として、平成 1 3 年 4 月 1 日以降に初めて採用された教授、助教授、講師及び助手を雇用している大学等

〔算定方法〕

- a 当該教員の採用後 3 か年間（36 か月間）のうち、当該年度における雇用期間に表 2 5 で定める単価を乗じて得た額に、別表 3 により算出した点数の合計点（2 2 点満点）に応じ、表 2 6、表 2 7 により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表 2 5 専任教員 1 人当たり単価

区 分	単 価
実 験 系	44 千円 / 月
非 実 験 系	14

表 2 6

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21～21	105
20～12	100
11～ 9	95
8点以下	90

表 2 7

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22～20点	110 %
19～18	105
17～ 9	100
8～ 6	95
5点以下	90

- b 平成 1 3 年 4 月 1 日以降に採用された教授、助教授、講師及び助手の人数に表 2 8 で定める単価を乗じて得た額に、別表 3 により算出した点数の合計点（2 2 点満点）に応じ、表 2 9、表 3 0 により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表 2 8 専任教員 1 人当たり単価

区 分	単 価
教 授 等	120 千円

表 2 9

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21～21	105
20～12	100
11～ 9	95
8点以下	90

表 3 0

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22～20点	110 %
19～18	105
17～ 9	100
8～ 6	95
5点以下	90

3 教養教育改革推進経費

〔対 象〕

教養教育の改善充実に係る取組みを全学的に行っている大学等

対象事業

教養教育改革のための推進組織・センター等の整備

教養教育カリキュラムの再編・高度化

他大学等と連携した教養教育の実施

教養教育に係る先導的な教授方法の開発

その他教養教育の工夫・改善のための取組みに関するもの

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

なお、前年度に採択された事業（課題）が引き続き申請された場合には、優先して採択する。

ただし、同一事業（課題）での優先採択は3か年以内とする。

〔算定方法〕

教養教育の改善充実に係る取組みに係る所要経費が大学は1,000千円以上、短期大学等は600千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を50,000千円を限度に補助する。

4 海外研修派遣

〔対 象〕

私立大学等に申請年度の4月1日において2年以上在職している専任教職員のうち、次のa、bのいずれかの要件を満たしている専任教員等（私立大学等経常費補助金配分基準（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）の1の（2）で定める専任教員等をいう。以下同じ。）及びcの要件を満たしている専任職員（私立大学等経常費補助金配分基準（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）配分基準の2の（2）で定める専任職員をいう。以下同じ。）を、特定の研究を目的として海外に派遣している大学等

対象となる専任教員等及び専任職員

- a 満50歳以下の専任教員等（特に必要があると認めた者にあつては、満50歳を超える者を含む。）で、6か月以上1年以内の期間（特に必要があると認めた場合には、1年を超え2年未満の期間のものを含む。）、外国の大学、研究所その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設（以下「外国の大学、研究所等」という。）において調査研究に従事する者。
- b 満55歳以下の専任教員等（特に必要があると認めた者にあつては、満55歳を超える者を含む。）で、3か月以内の期間（特に必要があると認めた場合には、3か月を超え6か月未満の期間のものを含む。）、外国の大学、研究所等において調査研究に従事する者。
- c 管理的職務に従事している専任職員のうち、満55歳以下の者（特に必要があると認めた者にあつては、満55歳を超える者を含む。）で、3か月以内の期間（特に必要があると認めた場合には、3か月を超え6か月未満の期間のものを含む。）、外国において私立大学等の経営の健全化のための組織、財政等の管理運営に関する調査研究に従事する者。
- d 上記aからcのうち、特に必要があると認めた者とは、当該調査研究が教育研究上、特に有意義であるもの又は私立大学等の管理運営上特に重要なもので、かつ他の人をもって代えがたいと認めた者とする。
- e 上記aからcのうち、特に必要があると認めた場合とは、当該調査研究が有意義であり、かつその目的を有効に達成するために、当該期間にわたり調査研究を行うことが特に必要であると認めた場合とする。

〔算定方法〕

調査研究を実施するための外国旅行に要する交通費及び滞在費を対象として、その実支出額又は、次の算定方法により算出した額とのいずれか低い額の1/2以内の額を補助するものとする。

交通費及び滞在費の算定方法

A 交通費

毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内における本邦から目的地まで及び目的地から本邦までの移動（目的地が2以上ある場合は、目的地間の移動を含む。）に係る船賃及び航空賃とする。

a 船 賃

- (a) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上の階級に区分する場合には次の運賃
 - (ア) 最上級の運賃を3以上の階級に区分する場合には最上級の直近下位の級の運賃
 - (イ) 最上級の運賃を2階級に区分する場合には下級の運賃
- (b) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

b 航空賃

- (a) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (b) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

B 滞在費

毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内において、最初の目的地に到着した日から帰国のための最後の目的地を出発する日の前日までの日数（目的地間の移動のため船舶又は航空機内に宿泊した日は除く。）に7,700円を乗じて得た額とする。

ただし、同一地域（市町村の存する地域に準ずる地域）に滞在する場合には、その地域に到着した日から起算して滞在日数30日を超える日数については当該日数に、6,160円を乗じて得た額とする。

また、滞在費の算定に当たり、本邦を出発した日から通算1か年を超える場合には、その超える日数は滞在費算定の日数に含めない。

〔派遣者の選考方法〕

派遣者の審査については、財団法人私学研修福祉会に委嘱するものとし、その結果を踏まえ、委員会にて選考を行う。

5 国際シンポジウム開催

〔対 象〕

次の要件をすべてを満たした国際シンポジウムを開催している大学等

- a 当該大学等が主催するものであること（学会、学術団体等との共催の場合は、当該大学等の主体性が確保されていること）
- b 参加人数が原則として100人以上であること
- c シンポジウム参加国が日本を含め2か国以上であること

〔算定方法〕

国際シンポジウム開催に係る所要経費が600千円以上のものを対象として、その1/2以内の額（30,000千円を限度とする）に、別表3より算出した点数の合計点（22点満点）に応じ、表31、表32により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表31

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21～21	105
20～12	100
11～9	95
8点以下	90

表32

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22～20点	110 %
19～18	105
17～9	100
8～6	95
5点以下	90

6 国際化教育

(1) 外国教員による教育

〔対 象〕

外国教員による教育を実施している大学等

〔算定方法〕

当該大学等の外国教員数（非常勤教員を含む。）については表33に基づき、別表3により算出した点数の合計点（22点満点）に応じ、表34、表35により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

ただし、同一法人内で複数の大学等に勤務する外国教員は、一つの大学等のみに数を計上する。

表33

外 国 人 教 員 数	補 助 金 額
1～4人	500 千円
5～9	1,000
10～19	2,000
20～29	3,000
30～49	6,000
50人以上	9,000

表34

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21～21	105
20～12	100
11～9	95
8点以下	90

表35

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22～20点	110 %
19～18	105
17～9	100
8～6	95
5点以下	90

(2) アジア諸国語教育

〔対 象〕

アジア地域の外国語教育（アジア地域の言語に限る。）を実施している大学等

〔算定方法〕

担当教員数（非常勤教員を含む。ただし、同一法人内で複数の大学等に勤務する教員は、一つの大学等のみに数を計上する。）については表 3 6、受講学生数（受講科目ごとの履修届提出者の合計数）については表 3 7 に基づき、別表 3 により算出した点数の合計点（ 2 2 点満点）に応じ、表 3 8、表 3 9 により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表 3 6 担当教員数

担 当 教 員 数	補 助 金 額
1 ～ 5人	500 千円
6 ～ 10	1,000
11 ～ 20	2,000
21 ～ 30	3,000
31 ～ 50	4,000
51人以上	5,000

表 3 7 受講学生数

受 講 学 生 数	補 助 金 額
1 ～ 100人	500 千円
101 ～ 300	1,000
301 ～ 500	2,000
501 ～ 1,000	3,000
1,001 ～ 1,500	4,000
1,501 ～ 2,000	5,000
2,001人以上	6,000

表 3 8

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21 ～ 21	105
20 ～ 12	100
11 ～ 9	95
8点以下	90

表 3 9

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22 ～ 20点	110 %
19 ～ 18	105
17 ～ 9	100
8 ～ 6	95
5点以下	90

(3) 外国大学等との学生・教員の交流

〔対 象〕

外国の大学等との間で学生・教員の派遣及び招致を協定に基づき実施している大学等

〔算定方法〕

派遣及び招致した学生数・教員数については表 4 0 に基づき、別表 3 により算出した点数の合計点（ 2 2 点満点）に応じ、表 4 1、表 4 2 により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表 4 0

派遣招致の合計人数	補 助 金 額
1 ～ 5人	500 千円
6 ～ 10	1,000
11 ～ 20	1,500
21 ～ 30	2,000
31 ～ 40	2,500
41 ～ 50	3,000
51 ～ 70	4,000
71 ～ 100	5,000
101人以上	7,000

表 4 1

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21 ～ 21	105
20 ～ 12	100
11 ～ 9	95
8点以下	90

表 4 2

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22 ～ 20点	110 %
19 ～ 18	105
17 ～ 9	100
8 ～ 6	95
5点以下	90